## 改正種苗法に伴う熊本県登録品種の自家増殖許諾方針一覧表

熊本県が育成者権をもつ登録品種9品目27品種(出願公表の2品種を含む)のうち5品目19品種については、自家増殖を行う可能性があることから、以下のとおりの対応とします。

## (対応方針)

〇イチゴ、水稲については、自家増殖を認めません。ただし、災害等により種苗が不足するなど、自家増殖が必要な場合は、熊本県に申請書を提出していただき許諾を受ければ可能となります。 〇カンキツ、カラー、茶については、自家増殖を認めます。自家増殖を行う場合は、熊本県に届出書を提出してください。

	品目	品種名	登録年月日	自家増殖 の可否	許諾料	許諾 手続き	備考
1	イチゴ	熊研い548 (ひのしずく)	H18.3.9	否	-	-	※ただし、気象災害や病害虫の発生により、緊急的に収穫中の株から採苗する場合は、申請書の提出をお願いします。 (許諾料は不要とします。)
2		熊本VS02E	H24.2.21	否	ı	1	
3		熊本VS03 (ゆ <b>うべ</b> に)	H29.2.8	否	-	1	
4	水稲	くまさんのカ	H22.9.17	否	-	-	- ※ただし、自然農法等自家増殖が営農 の継続に不可欠な場合は、申請書の 提出をお願いします。 (許諾料は不要とします。)
5		わさもん	H26.2.12	否	ı	1	
6		華錦	H28.11.7	否	ı	1	
7		くまさんの輝き	R1.10.15	否	-	ı	
8	カンキツ	肥の豊	H15.3.26	可	不要	要	- 自家増殖を行う場合には、届出書の提 -出をお願いします。 -
9		肥のさやか	H16.11.8	可	不要	要	
10		肥のあかり	H16.11.8	可	不要	要	
11		肥のあすか	H16.11.8	可	不要	要	
12		肥のみらい	H19.8.7	可	不要	要	
13		熊本EC10	H24.10.23	可	不要	要	
14		熊本EC11	H27.9.30	可	不要	要	
15		熊本EC12	R1.11.20	可	不要	要	
16	カラー	熊本FC01	H24.8.22	可	不要	要	自家増殖を行う場合には、届出書の提 出をお願いします。
17		熊本FC02	H24.8.22	可	不要	要	
18		熊本FC03	R4.7.26 出願公表	可	不要	要	
19	茶	熊本TC01	R4.7.26 出願公表	可	不要	要	自家増殖を行う場合には、届出書の提 出をお願いします。

※いぐさ3品種(夕凪、ひのはるか、涼風)、なす2品種(ヒゴムラサキ、ヒゴムラサキ2号)、ニガウリ2品種(KGBP1号、熊本VB04)、メロン1品種(熊本VM03)については、自家増殖を認めません。

## (遵守事項)

- ○自家増殖により得た種苗は有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ○当該登録品種の種苗を県外に持ち出さないこと。
- 〇自家増殖を行う際は、登録品種の特性を損なう事のないよう、種苗を適切に選別し利用すること。
- ○増殖した種苗のうち種苗として利用しなかった場合は、遅滞なく廃棄すること。
- ○自家増殖について、県が調査する必要が生じた場合には、協力すること。

(許諾手続き等の確認に関するお問い合わせはこちら) 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課

TEL: 096-333-2380 FAX: 096-381-8491

(当取扱い等は、県庁ホームページ、アグリくまもとに公開しております。)

